

入札管理小委員会における審議の結果報告

発注者支援業務（発注補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務、監督補助業務、技術審査補助業務）

国土交通省、内閣府の港湾における発注者支援業務（発注補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務、監督補助業務、技術審査補助業務）については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 25 年度から開始し 1 年以内又は 1 年を超える期間を契約期間として民間競争入札を実施することとされている。（本業務は平成 24 年度発注から民間競争入札を実施）

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下の通り報告する。

○パブリックコメントへの対応について

今回のパブリックコメントの意見は監督補助業務に関して、配置予定管理技術者の兼務の要件や配置予定担当技術者の実務経験の要件の緩和を求めるものであり、いずれも必要以上に参入障壁となる可能性があることからその緩和を行った。

なお、業務の特性として「監督補助業務」と「品質監視補助及び施工状況確認補助業務」は、港湾、空港等に関する工事实施の監督補助や検査補助を行う業務で、共に現場に直結する業務であり、担当技術者が現場に直接関係する対応を行うものであることから、今回は「監督補助業務」と「品質監視補助及び施工状況確認補助業務」の 2 業務について、修正を行った。

以上